

# 国際超電導シンポジウム（I S S）実行委員会 会則

## （名称）

第1条 本会は、国際超電導シンポジウム（I S S）実行委員会と称する。

2 本会の英語表記を International Symposium on Superconductivity (ISS) とする。

## （事務所）

第2条 本会の所在地を茨城県つくば市吾妻1-5-7 ダイワロイネットホテルつくばビル2階に置く。

## （目的）

第3条 本会は、国際超電導シンポジウム（I S S）における国際会議運営に係る全般業務に関する活動を行うことにより、超電導技術の社会への普及を加速することを目的とし、2016年6月1日に設立する。

## （活動・事業の種類）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために国際会議の運営全般を統括し、事業を実施する。

2 本会の業務は、以下の各号の通りとする。

- (1) 国際会議実施体制の構築
- (2) 超電導技術に関する人材育成
- (3) プログラム委員会委員の委嘱及び運営支援
- (4) 国際アドバイザリー委員会委員の委嘱
- (5) 招待講演者への招待状発行
- (6) 講演会プログラム編成及び運営
- (7) 講演申し込み受付
- (8) 論文受付及び査読プロセス支援及び論文集の編纂
- (9) 国際会議ホームページの管理運営
- (10) バンケット開催
- (11) 国際会議出席者のための査証申請手続き支援
- (12) その他、目的の達成に必要な活動

## （会員）

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した個人とする。

(2) 法人会員は、この会の事業を賛助するために入会した法人とする。

## （入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、総会の承認を得るものとする。

## （会費）

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

### 年会費

- |        |          |
|--------|----------|
| 1 正会員  | 無料       |
| 2 法人会員 | 300,000円 |

## （退会）

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 法人会員においては、会費を1年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 事務局長
- (4) 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

2 事務局長は、会長を補佐し、これに事故あるときは欠席のときは、その職務を代行する。

3 副会長は、担当する技術領域に係る業務全般を統括する。

4 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(会長の選任)

第11条 会長は、役員の互選により選出するものとする。

(Local Organizing Committee)

第12条 本会にLocal Organizing Committee (LOC) を置く

2 LOCは、第4条(2)から(11)の業務を担うものとする。

(ISS議長)

第13条 ISS議長は、原則として、開催予定日から2年6か月前までに役員会で決定する。

2 ISSの議長はLocal Organizing Committee (LOC) の長を担うものとする。

2 LOCは、ISS議長が指名する者、事務局長及び事務局員で構成する。

3 ISS議長は、開催地、会場を決定する。

4 LOCの活動内容の詳細は、別途、「ISS運営ガイドライン」で定める。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第15条 本会の総会は、正会員及び法人会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 入会に関すること
- (7) その他会の運営に関する重要事項

3 法人会員の議決権は、一法人あたり1とする。

4 正会員の議決権は、一個人あたり1とする

5 総会は、議決権の総数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

6 総会の議長は会長が担う

(議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第17条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役は、希望すれば出席し発言することができる。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第18条 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は、1月1日に始まり、同年12月31日までとする。

(事務局)

第20条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 LOC 及び事務局の活動内容の詳細は、別途「国際超電導シンポジウム運営ガイドライン」で定める。

(出納)

第20条 本会の出納業務を事務局長に委託する。

2 事務局長は、当該出納業務の一部について、外部業者に委託することができる。

(委任)

第21条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第22条 この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない

附則1 この会則は、2016年6月1日から施行する。

附則2 改定 2024年1月1日

附則3 改定 2024年2月9日

附則4 最終改定 2026年1月1日付発効

この規約の内容について誤りのないことを証明する。

2025年12月 日

証明者 (住所) 千葉県我孫子市我孫子1-12-7

(氏名)

(印)

(会則変更)

本会の英語名称を定め、会則第1条2として追加する。

(名称)

第一条 (省略)

2 本会の英語表記を

International Symposium on Superconductivity (ISS)  
とする。

(改正日 2024年02月09日)

(会則変更)

(事務所) 【変更後】

第2条 本会の所在地を茨城県つくば市吾妻1-5-7 ダイワロイネットホテルつくばビル2階に置く。

(改正日 2026年1月1日付発効)